

# グリーンホール解体等工事請負契約の契約辞退に伴う違約金請求に係る訴えの提起について

総務部 契約検査室、法制室

令和4年9月8日に実施したグリーンホール解体等工事の指名競争入札で落札した事業者の契約辞退に伴い違約金を請求しましたが、事業者から支払いがないため違約金請求に係る訴えの提起を行います。

## 1 概要説明

- ・グリーンホール解体等工事について指名競争入札を実施するため、令和4年8月23日に市内・準市内業者8者に指名通知を送付し、同年9月8日に入札執行場所に5者が参集し、工事入札要項の各項の内容を承諾のうえ、入札に参加することについて5者が記名押印した後に入札を執行しました。
- ・入札の結果、5者のうち、市内業者として本市の箕面市入札参加者有資格者名簿に登録された建築業者であるライトハウス株式会社（以下「L社」という。）が1億4,250万円（税抜き）で落札しました。
- ・市は同年9月28日にグリーンホール解体等工事請負契約締結の件について議案を提出したが、L社は議決日（同年10月4日）の前日の同年10月3日に辞退届を提出しました。
- ・入札時の工事入札要項において、「落札者が正当な理由無く本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を納付しなければならない」と明記されており、L社は事前配布された当該要項を了承した上で署名、押印をして提出しています。
- ・当該要項の規定に基づき、L社に対して同年12月1日付けで違約金7,125,000円の請求書を送付しましたが、同年12月16日付けでL社から請求書が返送され、納期限の同年12月22日までに入金はされませんでした。
- ・その後、L社と面談を実施する等対話に努めるとともに、督促及び催告を実施しましたが、違約金及び遅延損害金の支払いがなされないため、地方自治法第96条第1項第12号に基づき、議会の議決後、違約金請求に係る訴えの提起をするものです。

## 2 当事者

請求者：箕面市長 上島一彦

被請求者：ライトハウス株式会社 代表取締役 岡田光弘

## 3 請求の趣旨

L社に対し、違約金7,125,000円及びこれに対する令和4年12月23日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金を請求する。

## 4 経過

令和4年 9月 8日：グリーンホール解体等工事請負契約の指名競争入札において、L社が落札者に決定（落札金額は1億4,250万円（税抜き））

10月 3日：L社が辞退書を提出

12月 1日：本市からL社へグリーンホール解体等工事請負契約の契約辞退に伴う違約金（7,125,000円）の請求書を送付

12月16日：L社から本市へ違約金を支払わない旨の書面を送付

令和5年 1月27日：本市からL社へ面談を求める書面を送付

2月 6日：本市とL社で面談を実施

2月13日：L社から本市へ質問書を送付

3月10日：本市からL社へ回答書を送付

3月24日：L社から本市へL社の主張に対する意見を求める書面を送付

4月28日：本市からL社へ回答書及び督促（違約金及び遅延損害金7,198,787円）を送付

5月12日：L社から本市へ違約金を支払う意思はない旨の書面を送付

5月16日：本市からL社へ催告書（違約金及び遅延損害金7,209,328円）を送付